

○ 鈴鹿工業高等専門学校情報処理センター規則

平成 16 年 4 月 1 日
規則 第 34 号

最終改正令和 3 年 7 月 7 日

鈴鹿工業高等専門学校情報処理センター規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校学則（平成 16 年学則第 1 号。以下「学則」という。）第 5 条の規定に基づき、情報処理センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) センター設備の運用及び保守に関すること。
- (3) センター設備による教育及び研究の支援に関すること。
- (4) センターが提供する情報サービスの運用及び保守に関すること。
- (5) 学内 LAN の運用及び保守に関すること。
- (6) その他センターの運営に必要な事項。

(センター長及び副センター長)

第 3 条 センターに、センター長及び副センター長を置き、校長が指名する。

- 2 センター長は、校長の命を受けてセンターの業務を掌理する。
- 3 副センター長は、センター長を補佐する。
- 4 センター長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(センター職員)

第 4 条 センターに技術職員若干名を置く。

- 2 センター職員は、センター長の命を受けてセンターの業務を処理する。

(情報処理センター運営担当)

第 5 条 センターの運営、業務の企画立案、連絡調整並びにその実施を図るため、情報処理センター運営担当（以下「運営担当」）を置く。

- 2 運営担当の構成員は、センター長、副センター長、教養教育科及び各学科から選出された教員、センター職員及びセンター長が指名するものとする。
- 3 センター長は、必要に応じ会議を開催し、その議長となる。

(庶務)

第 6 条 センターに関する庶務は、関係課の協力を得て学生課図書・情報係において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、情報委員会等の議を経て、校長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 7 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。